



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月27日金曜日 第91号外2

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則……………（市町振興課） …… 1
- 愛媛県生涯学習センター管理規則……………（まなび推進課） …… 2
- 愛媛県総合科学博物館管理規則……………（ " ） ……18
- 愛媛県総合科学博物館協議会運営規則……………（ " ） ……34
- 愛媛県歴史文化博物館管理規則……………（ " ） ……34
- 愛媛県歴史文化博物館協議会運営規則……………（ " ） ……50
- 愛媛県美術館管理規則……………（ " ） ……50
- 愛媛県美術館協議会運営規則……………（ " ） ……72
- ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則……………（ " ） ……72
- 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課） ……72
- 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則……………（ " ） …… 108
- 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（医療対策課） …… 110
- 公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（業務衛生課） …… 110
- 愛媛県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） …… 118

### 訓 令

- 愛媛県公印規程等の一部を改正する訓令……………（まなび推進課） …… 119

### 教育委員会規則

- 愛媛県生涯学習センター管理規則等を廃止する規則……………（まなび推進課） …… 121
- 愛媛県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則……………（高校教育課） …… 121

### 教育委員会訓令

- 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………（まなび推進課） …… 122

### 規 則

#### ○愛媛県規則第11号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年愛媛県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第7条関係）		別表第1（第7条関係）	
1～6 省略		1～6 省略	
7 条例別表 第1 7の 項の規則で 定める事務	(1) 省略 (2) 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例第9 条第1項の規定により年金の支給を受ける 心身障害者の生存の事実の確認 (3) 省略	7 条例別表 第1 7の 項の規則で 定める事務	(1) 省略  (2) 省略
8 省略		8 省略	

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。



改 正 後	改 正 前						
<p>(許可申請)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>(承継届)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の届書(省令第2条第1項の規定による営業者の地位の承継の届書を除く。)には、省令第3条第2項又は第3条の2第2項に規定する書類のほか、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p> <p>(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類</p> <p>2 省略</p> <p>(患者を入浴させるための許可申請)</p> <p>第5条 営業者は、公衆浴場法第4条ただし書の許可を受けようとするときは、別記様式第10号による申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類</p> <p>(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図</p> <p>(水質基準)</p> <p>第6条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="156 2065 762 2145"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1・2 省略			<p>(許可申請)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し _____</p> <p>—</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第5条第1号 _____ の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>(承継届)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(申請書等の記載事項の変更及び営業の停止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、別記様式第6号による届書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名を変更したときは、<u>戸籍抄本</u></p> <p>(3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、<u>変更に係る定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(水質基準)</p> <p>第5条 条例第5条第1項第7号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="833 2065 1439 2145"> <tr> <td>1・2 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1・2 省略		
1・2 省略							
1・2 省略							

3	水素イオン濃度指数 (pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法
4	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) 又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法 (これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1	省略		
2	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) 又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3	省略		
4	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法 (これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たつては、精度管理 (検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。) を行つている検査機関に依

3	水素イオン濃度指数 (pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
4	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	滴定法
5	大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン－プリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1	省略		
2	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	滴定法
3	省略		
4	レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

頼するよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第7条 条例第5条第1項第15号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないものであること。
- (2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1~4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (3)~(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号(第3条関係) 合併(分割)による公衆浴場営業承継届書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第6号(第4条関係) 公衆浴場営業(許可申請書・承継届書)記載事項変更届書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

様式第1号(第1条関係) 公衆浴場営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1~4 省略

5 添付書類

- (1) 省略
- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し \_\_\_\_\_
- (3)~(5) 省略
- (6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が公衆浴場法施行細則(昭和23年愛媛県規則第67号)第5条第1号 \_\_\_\_\_の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第5号(第3条関係) 合併(分割)による公衆浴場営業承継届書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

定款又は寄附行為の写し \_\_\_\_\_

様式第6号(第4条関係) 公衆浴場営業(許可申請書・承継届書)記載事項変更届書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

- (1) 省略
- (2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本
- (3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し
- (4) 省略

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第10号（第5条関係） 患者入浴許可申請書

患者入浴許可申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様		
住 所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）  申請者  氏 名（法人にあつては、 その名称及び代表者の氏名） <span style="float: right;">㊟</span>		
公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
公衆浴場の種類	浴場の種別	一般浴場・福利厚生施設・特殊浴場（ ）
	湯 質	温湯・温泉・薬湯・電気湯・その他（ ）
	薬湯の内容	
許可証番号	愛媛県指令 第 号	
許可年月日	年 月 日	
入浴させようとする患者の疾病の種類		

注1 用紙寸法は、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 薬湯の内容欄には、使用する医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を記入すること。

4 添付書類

(1) 温泉を使用する場合にあつては、療養効果を証する書類

(2) 患者用の入浴施設の構造設備を明らかにした書類及び平面図

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則(昭和32年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更の内容を証する書類</p> <p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p>			<p>(許可申請)</p> <p>第1条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)</p> <p>第3条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次に掲げる書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し _____</p> <p>—</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第10条第1号 _____ の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類</p> <p>第2条 前条の申請をした者が営業施設を新たに建築しようとする者であるとき、又は現に建築中の者であるときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項 _____ の検査済証の交付を受けた後、速やかにその写しを添えて様式第2号により知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第6条 営業者は、省令第4条の規定により、第1条及び第4条の申請書に記載した事項の変更の届出をするときは、様式第6号による届出書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 営業者(法人にあつては、代表者)の氏名を変更したときは、<u>戸籍抄本</u></p> <p>(3) 法人である営業者が定款又は寄附行為を変更したときは、<u>変更に係る定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(水質基準)</p> <p>第10条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号。以下「条例」という。)第4条の表第3の項第3号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法により行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものであること。ただし、原水の性質により同表の1の項から4の項までに掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。</p>		
1・2 省略			1・2 省略		
3 水素イオン濃度指数(pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法 _____	3 水素イオン濃度指数(pH)	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法

4 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物 (全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては1リットルにつき8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量にあつては1リットルにつき25ミリグラム以下であること。	全有機炭素計測定法又は滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	ろ過濃縮法(これにより難しい場合には、冷却遠心濃縮法)

2 営業者は、前項に規定する検査を依頼するに当たつては、精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。)を行つている検査機関に依頼するよう努めるものとする。

(残留塩素濃度)

第11条 条例第4条の表第3の項第11号の規則で定める残留塩素濃度は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

4 有機物 等(過マンガン酸カリウム消費量)		滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	乳糖ブイヨン-ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

備考 省略

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる事項ごとに同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、浴槽水に用いる湯水の性質により同表の1の項又は2の項に掲げる基準に適合させることができない場合であつて、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは、これらの基準によらないことができる。

1 省略		
2 有機物 等(過マンガン酸カリウム消費量)		滴定法
3 省略		
4 レジオネラ属菌	100ミリリットルにつき10CFU未満であること。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法



- (1) 遊離残留塩素濃度は、1リットルにつき0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットルにつき1ミリグラムを超えないものであること。
- (2) 結合塩素のモノクロラミン濃度は、1リットルにつき3ミリグラム程度を保つものであること。

第12条 省略

様式第1号（第1条関係） 旅館業営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙貼付欄

注1～3 省略

4 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

(5) 省略

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）第10条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第2条関係） 旅館業営業施設完成届出書

省略
----

注1 省略

2 添付書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し

様式第6号（第6条関係） 旅館業営業（許可・承継承認）申請書記載事項変更届出書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 省略

(3) (2)に規定する変更以外の変更の場合にあつては、変更の内容を証する書類

様式第10号（第9条関係） 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	省 略

1～3 省略

第11条 省略

様式第1号（第1条関係） 旅館業営業許可申請書

省略
愛媛県収入証紙ちよう付欄

注1～3 省略

4 添付書類

(1)～(3) 省略

(4) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し \_\_\_\_\_

(5) 省略

(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）第10条第1号 \_\_\_\_\_の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類

様式第2号（第2条関係） 旅館業営業施設完成届出書

省略
----

注1 省略

2 添付書類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項 \_\_\_\_\_の検査済証の写し

様式第6号（第6条関係） 旅館業営業（許可・承継承認）申請書記載事項変更届出書

省略
----

注1・2 省略

3 添付書類

(1) 省略

(2) 営業者（法人にあつては、代表者）の氏名の変更の場合にあつては、戸籍抄本

(3) 定款又は寄附行為の変更を伴う場合にあつては、変更に係る定款又は寄附行為の写し

(4) 省略

様式第10号（第9条関係） 宿泊者名簿

宿 泊 者 名 簿

投宿月日時 出発月日時	前夜宿 泊地名	行 先 地 名	住 所	職 業	性 別	省 略

1～3 省略

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。